

東北環境パートナーシップオフィス設置運営検討会
報告書
(素案)

1 東北における環境に関する民間活動、パートナーシップの状況について

(1) 東北地域の民間活動の多様性と横のつながりの不足

東北地域における自然的、経済的、文化的な背景を他の地方と比較すると、いくつか特徴を見出すことができる。

自然が圧倒的に豊かである。また、地理的には広大で南北に長く、また中央脊梁山脈が存在することから、風土・気候が各県ごと、また各県の地域によって大きく異なっている。

こうした自然的、地理的条件を背景に、生活や文化、産業が、各県そして各県の中の地域によって多様なものとなっている。

豊かな自然を背景に、第1次産業が盛んである。

こうした自然的、地理的な特性やこれに根ざした社会的、経済的状況を背景に、東北地域においては、環境教育や環境保全活動に特徴的に取り組む市民、N P O が各地域で数多く見られる。こうした活動は、東北各地域の文化が日本の他の地域には見ることのできない独自の発展を遂げてきているように、それぞれ特徴的な進展を見せており、中には東北地域を越え、世界的にも高く評価されるものがある。

しかし、東北地域で見られる「多様性」、「独自性」という特徴は、そのまま、東北各地域が横のつながりに乏しいという課題と裏腹の関係にある。環境に関する民間の活動もこれと同様に、東京や国際的に高く評価されながら、お互いにつながり、経験を学び合うことが少ないという課題がある。

(2) 行政とのパートナーシップの課題

東北地域でも、多くの自治体が市民とのパートナーシップを掲げて行政課題に取り組もうとしている。行政主導の中間支援組織も数多く設立されてきている。その中には、日本の他の自治体をリードするパートナーシップについての施策に先進的に取り組んできた自治体もある。

しかしその一方で、それぞれの現場においては他の地域と同様の課題に直面している。

例えば、以下のような課題が、アンケート調査から浮かび上がっている。

- ・行政部局内の横断的連携不足

- 行政の縦割り、課レベルでも連携が取れていない。
 - ・NPOへの理解不足
 - NPOとの協調、平等な関係が保たれていない。
 - NPOをボランティアや、安い下請けと誤解されている。
 - 行政の縦張り意識で、必要な情報が得られない。
 - ・人事が障害
 - 築いてきたパートナーシップ関係が、人事異動で担当が変わると無視される。
- 特に東北地域では、他の地域に比べ、行政が経済や社会に与える影響力は大きい。このようにある意味、官依存的な構造もあることから、パートナーシップを巡る課題もより鮮明に現れる傾向がある。
- また、国の行政とのパートナーシップを見てみると、そもそも国の行政に直接、接する機会もなく、国の行政に関する情報を得たり、国の政策にインプットを行うことがなかなか想定しにくい状況に置かれている。まして、出先機関も含めて国の組織とパートナーシップで事業・取組を行うという場はほとんど見ることができない。

(3) 地域での中間支援組織の活動の拡大

東北地域では、他の地域に増して、民間活動や環境教育活動を支え、パートナーシップを促進する中間支援組織が整備され、育ってきている。各県ごとに力を持った中間支援組織が存在しており、これらは、地域の住民の中から育ってきたものもあるし、また自治体が主導で設立され、活動を進める中で地域住民の支持を集めてきたものもある。

こうした中間支援組織は、資金や人員の不足などの共通した課題に悩んでいる。こうした課題を解決するために、東北地域内やそのほかの地域との横のつながりが重要と認識されてきている。

(4) NPOと企業・産業セクターとのパートナーシップの不足

東北地域の産業構造を見ると、豊かな自然を利用した農林水産業や観光業が大きな役割を占めている。

自然に依存する農林水産業が盛んであるという産業構造は、自然に対しどのような態度をとるかで、自然収奪型にも自然共存型にもなりえるものである。

また、かつて自然を切り開く大規模リゾート開発が数多く行われた地域でもある一方、現在、自然と親しむエコツーリズム、グリーンツーリズムの取組や、これらによる町おこし、村おこしが盛んに行われている地域もある。観光についても、自然破壊も自然共生もともに起こりうる地域といえる。

その意味で、東北地域は環境と経済・開発との新しい関係を構築する大きな可能性を持つともいえるし、また自然環境破壊の先進地域ともなりうる。

その際、企業や農林漁業家とNPO、地域住民がパートナーシップを組んでいくことは、環境や地域にとってよい経済、産業、開発を追求し実現する重要な要素である。そうした萌芽は各地で少しずつ見えてきているが、まだまだ大きな流れにはなっていない。

2 東北EPOの果たすべき役割

(1) 東北EPOがめざす環境パートナーシップ：東北EPOの目的

環境パートナーシップとは、NPO、企業、行政、市民の各セクターが、互いに自立し、対等な立場で、それぞれの責務・特性・立場を自覚、尊重しあい、各セクター共通の課題解決や目的達成のために協働することである。

環境パートナーシップが目指すところは、パートナーシップを組むこと自体ではない。それぞれの主体が連携・協働することで、よりよい地域、環境、社会を作っていくことであり、また、そのための各主体の能力を高めることである。すなわち、地域社会と住民による地域環境力の拡大である。

また、2005年から、持続可能な開発のための教育（ESD）の10年が始まっている。ESDの目指すところは、健全な環境に根ざした、よりよい地域、社会を作っていくため、各主体や地域社会の能力を高めることである。その意味で、環境パートナーシップの目指すところは、ESDの目指すところと大きく関わってくるといえよう。

以上を踏まえると、東北EPOの活動の目的は次のように整理できる。

東北地域の様々な主体が、自立した存在として連携・協働することで、よりよい地域、環境、社会を作る「持続可能な地域作り」を実現するため、東北EPOは

各主体間の橋渡し（リエゾン）経験の共有・学びにより、各主体の取り組む機能を高めること（レベルアップ）。

各主体が環境問題解決に参画し、協働することでより大きな取り組む力を引き出す場を創出し、地域からよりよい環境、社会を作ろうとする地域環境力を高めること。

を、東北地域の自然、風土、社会に根ざした仕様で実現を図る。

(2) 目的達成のために東北EPOが果たすべき役割

上記の目的達成のためには、東北EPOだけではなく、地方自治体、NPO、企業など多くの関係者が取り組むことが必要である。実際、地域では民間団体

が自ら活動したり、中間支援組織としてこうした課題に取り組んでいる。また、地方自治体は、民間活動のサポートセンターを設立する動きを進めている。直接住民サービスを提供する市町村、より広域の課題に取り組む県それぞれの役割を果たそうとしている。このように様々な関係者が取組を進めている中、東北EPOの果たすべき役割は、いわゆる補完性の原理から見ても、こうした地方自治体、民間の設置する中間支援組織とは異なるものでなくてはならない。

東北EPOは、環境省という国の組織と協力し、東北六県という広域を担当することになる。東北EPOの役割は、「国」との距離の近さ、東北六県という担当範囲の広さという特長を生かしたものでなくてはならない。

そこで、東北EPOでは、以下の役割があるのではないかと整理できる。

民間と行政をつなぎ、民間から行政へ働きかける

情報、政策の形成・実施などの局面で、民間、地方自治体と、国の行政をつなぐ場を作っていく。環境問題は環境省だけが担っているわけではないことから、環境省以外の国の役所との結節点となる必要がある。民間の意見、ニーズを国の行政にぶつけ、また国の取組についての生きた情報を東北地域の民間につないでいくことが求められよう。こうしたプロセスを経て、東北地域での国の組織間、国と地方自治体の行政間での連携・協働を促進することも期待される。

県域を超えて、NPO、地域住民、企業をつなぐ

東北EPOは、広域での活動ができるというメリットを生かし、東北地域内での関係者間の情報交流や意見交換の機会作りにより各主体の能力向上を図る、各地域のユニークな活動を掘り起こし、その東北地域内、全国へのPR、発信を支援する、などを目指すことが想定できる。つまり、情報面でのつなぎ役、コーディネーターとなることが期待される。また、こうしたつなぎの担い手、コーディネーターを育てる環境作りも、つなぎ役としての役割になろう。

東北ならではの協働の新しいスタイルを見出し、全国・世界に発信する

上記の役割を果たして行くに当たっても、東北地域の特性を生かしていくことが求められる。パートナーシップは、地域や経済、社会の構造の中で、様々な形をとりうる。東北EPOが東北地域の取組を全国に発信する際には、東北ならではの新しい環境パートナーシップの姿を示していくことができよう。例えば、自然環境に最も近いところでの生業や生活が生かせるようなパ

ー パートナーシップでの活動を示すことは考えられよう。

各地域の中間支援組織、ネットワークをつなぎ、協働を促進する

1で述べたように、東北各地域には、中間支援組織が数多く活動し、ネットワークもできている。これら組織をつないでいくことは、これからまでの役割を実現していく上で、不可欠であるとともに、こうしたつなぎの役割自体、東北地域大の組織として重要なものである。東北EPOは、政策形成・実施や民間団体の活動のための情報受発信のハブの役割をはたすこととし、各県、地域に出ていき、これら中間支援組織とそのネットワークと各地で協働することにより、国と地域をつないでいくことが期待される。

3 東北EPOが実施すべき事業

東北EPOに期待される役割を実現するためには、また、当面活用できる資金、人材、情報などのネットワークなどの資源を踏まえて、実施すべき事業を考えていく必要がある。そこで、立ち上げ期に行うべき事業と、その先に実現すべき事業を分けると以下のようないくつかの事業が想定できる。

(1) 立ち上げ当初から実施する事業(1~2年)

行政への働きかけの場づくり

その時々の政策課題についての国の機関、地方自治体との意見交換会、説明会といった、行政との接点、働きかけの場づくりを行う。また、民間の政策を考える能力づくり、行政の民間の意見を聞きパートナーシップで政策を立案・実施する能力づくりのための研修を開催していく。

またそのベースとなる情報の共有のための説明会、セミナーなどを政策課題ごとに開催する。

事例の紹介、情報提供

各地域のパートナーシップでの事例の紹介、同じような取り組みの団体との交流やアイデア、苦労な点などを、ワークショップ、事例報告会、HPでの紹介などにより共有する。

各地の中間支援組織との連携体制づくり

、 の事業を各地で実施し、その過程で各県に設置されているサポート

センターや、温暖化防止センター、民間の中間支援組織と共同で事業を実施し、連携体制を構築していく。

(2) 中期的に実施を図る事業 (3 ~ 5 年)

政策提言の場づくり

その時々における政策課題について、地域からの声を政策にしていくような場を作っていく。勉強会、意見交換会から政策の提言へとレベルアップを図る。

新しいパートナーシップのあり方についての発信、全国的、国際的な共有

各地の先進的なパートナーシップの事例を集め、関係者と共有していく中から得られたものを、パートナーシップの一つのあり方として、全国的、国際的に発信する。

パートナーシップでのネットワーク型事業の形成の支援

中間支援組織とそのネットワークに協力し、東北地域大で取り組むべき課題（海岸、川・流域、山地など）について、関係者が協力した事業を形作ることができるような場、システムを構築していく。

4 . 東北 E P O の運営

(1) 基本的考え方

東北 E P O は、その設置、運営の予算を環境省が負担する事業ではあるが、各関係者をつないでいくという事業から見て、多くの関係者と協力した事業実施体制が求められる。各関係者が主体的に、パートナーシップづくりの為の事業にそれぞれのリソースを提供し合って、東北 E P O を作っていくことが必要である。東北 E P O のリソースだけで、上記に掲げたような役割を果たし、事業を実施することはできない。

東北 E P O の事業の運営に当たっての基本的な考え方には次のような点が重要である。

- ・ 各地域のステークホルダーが参加し、支え合う運営、仕組みが必要
- ・ 各関係セクター、地域に開かれ、役に立つよう配慮されていること
- ・ 資金等のリソースの確保、事業のパートナー作りが、環境省以外にも自由に拡張できる運営を確保する

(2) 実施予算・オフィス

東北EPOは地方環境事務所が民間団体と請負契約を結び実施する。

環境省は、東北EPO事業の実施に当たり、オフィスの賃貸経費、什器・備品の配備費用を措置するとともに、人件費（2～3名程度想定）及び事業経費（旅費、会議・行事等開催経費等）を含めた110万円/月程度の事業費を確保する。

事業実施団体（請負団体。以下同じ。）は、この予算以外にも環境省や他省庁の関連予算、民間等の研究機関の資金、リソースを活用して活動することも可能とする。

オフィスは、環境省予算で確保する。広さは常駐スタッフのオフィスと、打合せスペースが確保できる程度とする。オフィスには、事業実施のために必要な、コンピューター、コピー機その他の設備や、インターネット接続などの機能を備えるものとする。

(3) 事業実施団体

東北EPOは、地方環境事務所との契約に基づき、民間団体が実施、運営する。事業実施団体は、次のような条件を満たす必要がある。

本事業の趣旨と東北各主体の多様な立場を理解し、それに沿った事業を企画立案し、実施できること。

国の環境政策や東北各県の環境保全活動等について十分な情報とネットワークを有すること。

地方環境事務所との契約事務や対外的な連絡調整を円滑に進める事務処理能力及び、安定した事業運営が可能な経営基盤を有すること。

東北地区内に活動拠点を有する非営利団体であること。

(4) 運営体制

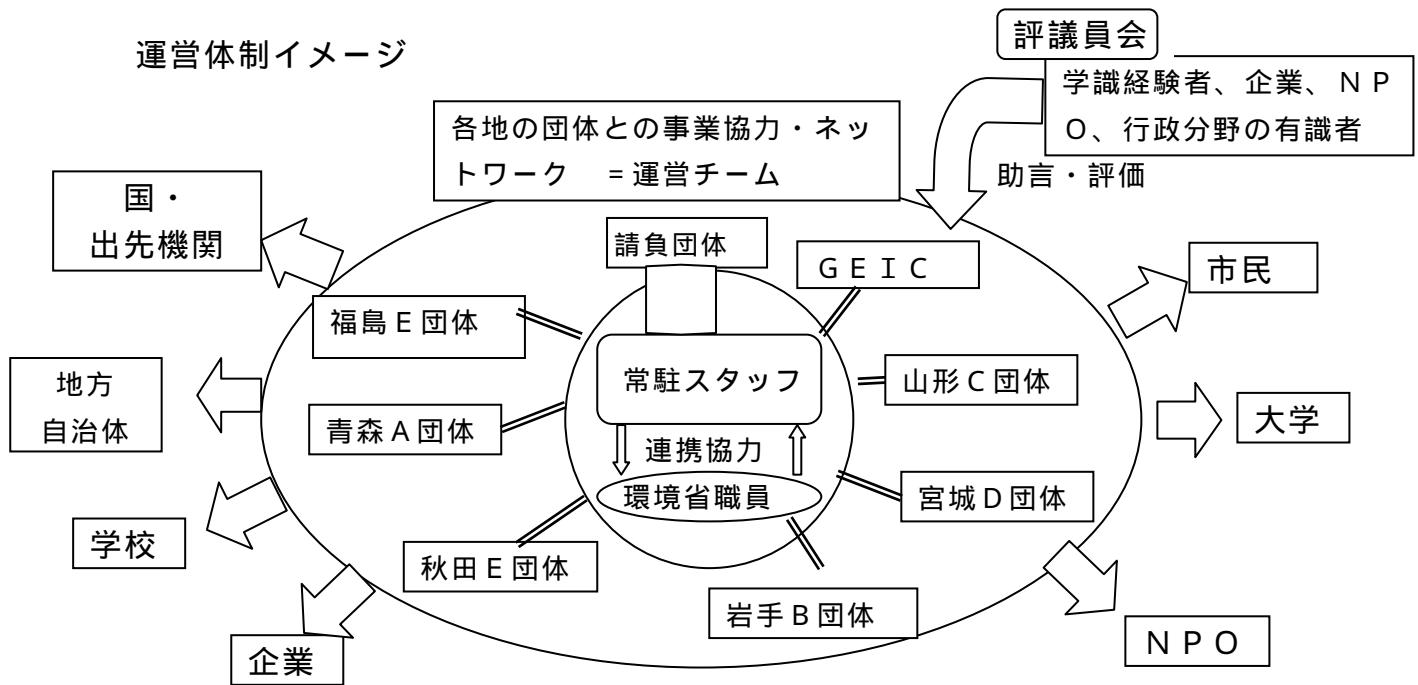
東北EPOは、事業実施にあたり。広く東北各県の各セクターの意見を反映させ、可能な限りその参画を得てパートナーシップに基づく運営をしていく必要がある。このため、以下のような体制で運営していく。

常駐スタッフ（2～3名程度）が事業の中核、コーディネーターとなり、東北地方環境事務所と連携・協力して、事業を推進する。事業計画の策定、各団体との連絡調整、独自事業の実施などを行う。

事業実施団体は、常駐スタッフを雇用するとともに、団体のネットワークを利用して、常駐スタッフの活動を支援する。

事業は、できる限り東北各県の中間支援組織その他の団体と協働で行う。こうした団体が運営チームを形成し、事業実施の実質的なパートナーとして、常駐スタッフと連携を取りながら実質的な事業の決定、運営を図る。

事業の方向性の提示、事業の評価をしてもらうため、評議員会を設置。学識経験者、NPO、企業、行政など有識者の立場から事業計画、事業評価についてご意見をいただく。



(5) 事業実施に当たっての留意事項

- ・一般公開施設の維持管理や行政サービス窓口としての機能よりも、前述の使命を果たすための担当スタッフの活動そのものを事業の中心として位置づける。
- ・そのため、オフィスに所属するスタッフは、相談窓口としてオフィスに常駐することよりも、使命の遂行に必要な事業を企画立案し、積極的に地域に出て活動する。
- ・オフィスは、事業を担当する環境省東北地方環境事務所（以下「地方環境事務所」という）の日常的な連携・調整を必要とするため、同事務所の近

傍に設置することが望ましい。

- ・オフィスは、原則的に平日の日中を通常勤務時間とし、常勤スタッフの外勤、出張時等の連絡体制を整備する。

(6) 事業評価

評議員会は、毎年度終了後に年度毎の事業評価を行い、翌年度の事業計画に意見を述べる。事務局はその結果を毎年まとめ事業報告に盛り込む。

また、数年毎に東北EPOのコンセプトや役割を含めた基本的な方向性を検証し、必要に応じて見直していく。